

みなさまの
市民活動を
支援します!

パナップ
Panerp
くしま市民活動交流センター

- 住所=串間市大字西方5500-2
- ☎/FAX=0987-27-3075
- 開館日=平日 午前9時~午後6時
- メール=kushimageinin@kkd.biglobe.ne.jp
- HP=http://kushima-panerp.com/

団体登録募集!
パナップでは団体の登録を募集しています。登録団体には普段のお客さま用スペースを会議室や作業室として無料で利用(8名まで)できたり、何か資料を作成する際にノートパソコンを無料で利用できたりと、さまざまな特典があります。団体とは、串間市内に拠点を

置く団体(市民活動・PTA活動・スポーツクラブなど)です。また、自治会の皆さまもぜひご利用ください。
登録は、パナップにお越しただくほか、電話やホームページでも受け付けています。登録の際に必要なものは、団体名、代表者名、住所、連絡先です。団体の皆さまのご登録をお待ちしております。

今年も交流会開催します!
くしまTシャツ展「くしまだヨ!全員集合」で体感してもらった「市民のチカラ」をもっと見て、もっと聞いて、もっと感じてほしい!ということで、今年も交流会を開催します。
この交流会は市民団体・企業・行政関係者が集い、共有・交流できることで毎年好評いただいています。
お互いの情報を共有し、より

よい地域づくりにつなげ、みんなで串間を発展させましょう。お気軽にご参加ください。
まちづくりシエリング交流会
● 日時 2月18日(水) 午後6時半
● 場所 旧吉松家住宅 大広間
● 対象 市民活動団体、企業、行政関係者など
● 参加費 無料
● 申込・問い合わせ先 串間市民活動交流センターパナップ

パナップをもっと利用してみよう!

こんなことができます!



子育て支援情報

平成27年度保育所入所申込を受け付けています。
入所受付は1月16日(金)までです。

入所施設について

平成27年度から子ども子育て新制度が始まることにより串間市では、保育所と幼保連携型認定こども園への入所が可能となります。

入所できる条件について

入所できる施設については、支給認定により異なるため【表1】と【表2】をご確認ください。
保育所は、2号認定もしくは3号認定を受けた児童が入所できます。
幼保連携型認定こども園は、1号から3号までいずれかの認定を受けた児童が入所できます。

入所申込について

入所は毎月1日付となります。入所申し込みは、次のとおりです。
● 4月入所申込受付=1月16日(金)まで
● 5月以降の入所申込受付=入所希望月の前月20日まで
● 受付場所
・1号認定=幼保連携型認定こども園
・2号認定、3号認定=福祉事務所こども政策係

提出書類について

申込に必要な書類は、次のとおりです。1号認定の方は、認定こども園に直接書類①を提出してください。2号認定、3号認定の方は、書類②③④⑤を福祉事務所こども政策係に提出してください。⑥、⑦については該当者のみ提出となります。すべての書類は福祉事務所こども政策係で配布しています。
①支給認定申請書
②保育所等利用申込書
③就労(内定)証明書もしくは保育利用事由証明書
【表3】で、該当する書類を確認ください。保護者1人につき1枚提出してください。
④保育料納付誓約書
保育料に関する事項について確認していただき、署名、押印をお願いします。
⑤保育所入所申込確認書
保育所入所に関する事項について確認していただき、押印をお願いします。

以下は該当者のみ提出をお願いします。

- ⑥保育料を算定する書類
平成26年1月1日時点で住民登録が串間市外の場合は、住民登録のあった市町村から『平成26年度市町村民税課税証明書』を取得し、提出してください。
- ⑦第3子以降保育料軽減申請書
世帯員の18歳未満の養育をしているお子さん全員を記入して提出してください。

入所決定について

1号認定の方については、認定こども園が入園の内定を出します。2号認定、3号認定の方については、市が入園の内定を出します。
提出書類の審査などを行った後、保育の必要性が高い児童から、保育所等の定員などに応じて順次決定します。提出書類の不備や提出書類の不足の場合は、入所審査対象外となります。期限内に、書類をすべてそろえて提出してください。

◎問い合わせ先
福祉事務所こども政策係 ☎72-0333(内線506、507)

表1 認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況等により次の3つに区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象となる子ども
1号認定(教育標準時間認定)	認定こども園(幼稚園機能)	満3歳以上の子ども
2号認定(3歳以上保育認定)	標準時間(最長11時間)	満3歳以上の子どもで『保育の必要な事由』に該当する場合
	短時間(最長8時間)	
3号認定(3歳未満保育認定)	標準時間(最長11時間)	3歳未満の子どもで『保育の必要な事由』に該当する場合
	短時間(最長8時間)	

表2 2号または3号認定を受ける場合、父母ともに下のいずれかに該当することが必要となります。

	保育の必要な事由	保護者の状況
①	就労	月60時間以上の労働に常態的に従事している場合
②	妊娠・出産	母が出産前後である場合
③	疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合
④	介護等	親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している場合
⑤	災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育ができない場合
⑥	求職活動	求職活動を行うもしくは継続的にしている場合
⑦	就学	就学中の場合
⑧	虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがある場合
⑨	育休取得中で保育利用中	育休休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
⑩	その他	上記に類する状態として串間市が認める場合

表3 保育の必要な事由により必要書類が変わります。

保育の必要な事由	必要書類	添付書類
1 就労	就労(内定)証明書	
2 妊娠・出産	保育利用事由証明書	母子手帳(予定日もしくは出産日の分かるページ)の写し
3 疾病・障がい		診断書(疾病の場合)、障害者手帳の写し(障がいの場合)
4 介護等		介護保険証の写し
5 災害復旧		
6 求職活動		
7 就学		在学証明書
8 育休取得中で保育利用中	就労(内定)証明書	